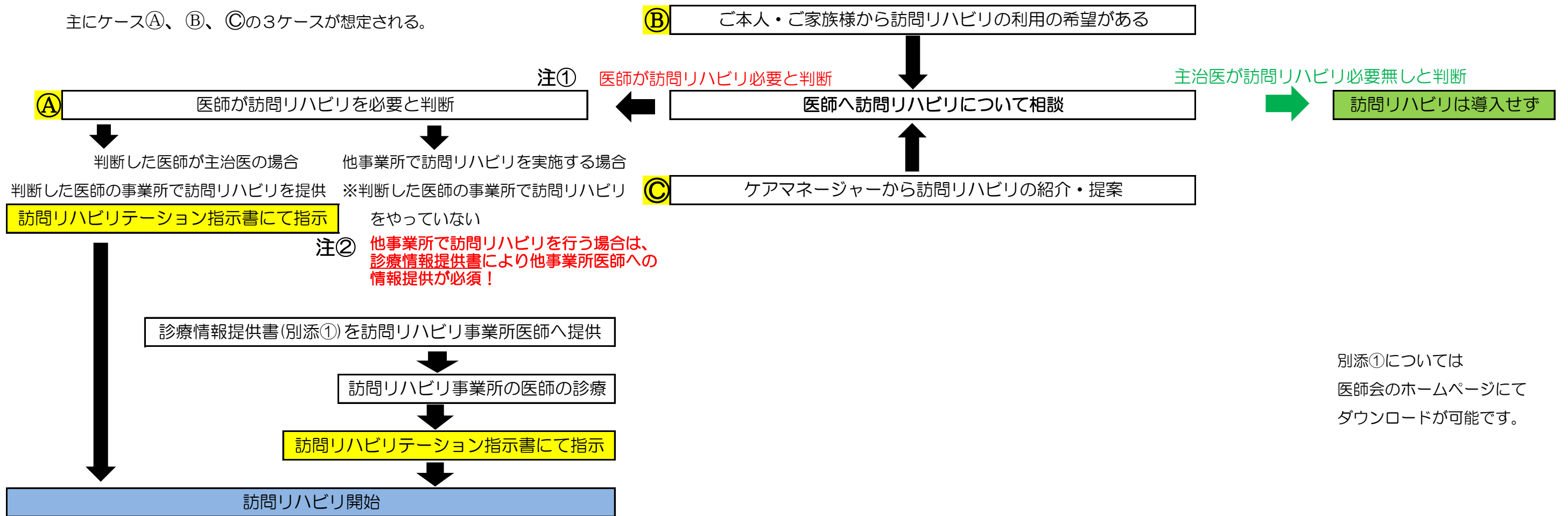


訪問リハビリテーション開始時におけるフローチャート

① 訪問リハビリテーション開始に至る経緯

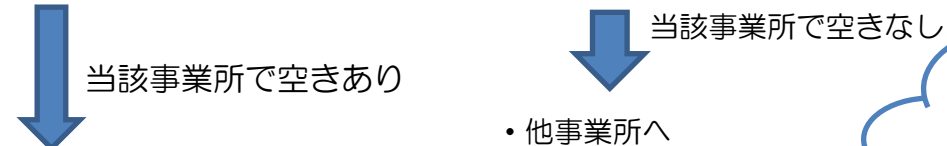
主にケース①、②、③の3ケースが想定される。



② 訪問リハビリ開始まで

まず、開始前に主治医が訪問リハビリを必要と判断している、若しくは指示を出していることが前提！

I 居宅ケアマネージャーから訪問リハビリ事業所へ空き状況の確認



II ケアプランの具体的内容についての情報交換 利用者の大まかな全体像の情報交換

具体的な目的・目標、期間等、なぜ訪問リハビリを選択したのかの理由などについて情報交換、情報共有、意見交換を行う。

注①

ケアマネージャー若しくはご本人様・ご家族様から、主治医へ相談のうえ、指示書若しくは診療情報提供書の作成を依頼します。

III サービス担当者会議の実施

ご利用者様宅または病院等にて訪問リハビリ開始に向けた担当者会議を開催
訪問リハビリ事業所により重要事項の説明、契約等
居宅サービス計画に沿った訪問リハビリ計画の立案

注②

訪問看護ステーションからの訪問リハビリである「訪問看護15」の場合は、主治医からステーションに直接訪問看護指示書が出されます。病院や介護老人保健施設からの訪問リハビリである「訪問リハビリ1.2」の場合は、まず主治医を受診して「診療情報提供書」の記載を依頼します。診療情報提供を受けた事業所の医師が療法士に「訪問リハビリ指示書」を発行し訪問リハビリが開始となります。また、「訪問看護15」における指示期間は1～6ヶ月、「訪問リハビリ1.2」における指示期間は1～3か月となります。

IV 訪問リハビリ開始